

議案第173号

福岡市重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成28年9月9日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、重度障がい者の保健の向上及び福祉の増進を図るため、重度障がい者医療費助成事業の助成の範囲を拡大する必要があるによる。

福岡市重度障がい者医療費助成条例の一部を改正する条例

福岡市重度障がい者医療費助成条例（昭和49年福岡市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「認定対象者」の次に「(15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者を除く。)」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の福岡市重度障がい者医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。